

水道使用料等の滞納整理を強化しています

水道使用料を滞納したら：

周防大島町の水道水は、山口県と広島県の県境にある弥栄ダムから柳井市の日積浄水場へ送られ、浄水後に町内の配水池へ送水して各家庭に給水しています。この経費は、主に皆様から納めていただいた水道使用料で賄われています。

水道使用料の滞納は、水道事業の経営を圧迫し、料金の値上げなど住民生活に大きな負担を強いることになりかねません。

また、納期内にきちんと料金を納めていただいている大多数の利用者との公平性を欠くこととなります。

このため、水道使用料滞納者に対して督促や催告を行い、なお納入のない場合には、給水停止等を行うことがあります。

下水道等使用料や受益者分担金を滞納したら：

下水道や集落排水は、生活排水や水洗トイレなどの汚水を浄化センターに集めて浄化処理することで、生活環境の向上を図っています。この経費は、主に皆様から納め

ていただいた下水道等の使用料で賄われています。また、下水道や集落排水は、利用できる地域に限られるため、利用者から受益者分担金をいただき、整備事業費の一部に充てています。

下水道等使用料および受益者分担金の滞納は、下水道事業会計、農業集落排水事業会計および漁業集落排水事業会計の経営を圧迫し、料金の値上げなど住民生活に大きな負担を強いることになりかねません。

また、納期内にきちんと料金を納めていただいている大多数の利用者との公平性を欠くこととなります。

このため、下水道等使用料および受益者分担金の滞納者に対して督促や催告を行い、なお納入のない場合には財産の差し押さえ等を行うことがあります。

●なお、どうしても納付できない特別の事由（災害・家族の病気など）がある方は事前にご相談ください。

・上下水道課管理班

☎0820(79)1011

・税務課徴収対策班

☎0820(74)1031

下水道整備工事を行っています

今年度から久賀・大島処理区の下水道整備工事を行っています。

この下水道整備工事は、久賀・椋野・三浦・小松地区の図で示した範囲に下水道を整備するための工事です。

工事に伴い、該当地区の道路において通行止め若しくは片側交互通行等の交通規制を行う場合があります。

また、該当地区内では測量を行ったり、各家庭に必要な公共ますの設置について、役場および業者が説明のため訪問させていただくことがありますので、皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、訪問する業者については、身分証明書を携帯しています。

■問い合わせ

上下水道課 下水道班

☎0820(79)1011

